

地域密着型サービス 運営推進会議 報告書

施設名：グループホームはなんばの里

施設種類：グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設（該当に○）

日時：令和8年9月16日 14時～15時03分

会場：デイサービスセンターやまもも

出席者
（人数）

利用者代表	0人	有識者	0人
利用者家族	2人	高齢者あんしん支援センター職員	0人
地域住民の代表	2人	出雲市職員	1人
その他（潮風苑施設長、はなんばの里施設長）			2人

（議題）

1. 利用者状況報告
2. 活動状況報告
3. 今後の行事予定について
4. 身体拘束等適正化について

（報告・説明事項）※グループホームはなんばの里に関するもの

利用者の状況報告	・現入所者数、申込者数、入退所状況、入所者状況、（性別、介護度、年齢） ※前回運営推進会議以降退所者1名、入所者1名
活動状況報告	・8月～9月に実施した主な行事・活動の報告 〔はなんばの里夏祭り、盆供養、おはぎ作り〕
今後の行事予定について	消防避難訓練(10月7日)、田儀まつり見学(10月19日)、 防災訓練(10月22日)、こども園児参加運動会(11月11日)
身体拘束等適正化委員会の設置について	・身体拘束等の状況報告（身体拘束等廃止委員会（詰所会議）からの報告）

●議題1～3（利用者状況・活動状況・今後の行事予定）

（会議の内容…評価、要望、意見、助言等）

○ 地域住民の代表より

行事のところでトリニティから学生が実習に来ていたと言われましたが、何を学びに来られているのですか。

⇒ **施設より**

トリニティとは、介護福祉士を養成する専門学校です。今回の実習は、在宅実習の2回目となっています。2年間学ぶことになっており、まだ半年にも満たない状態ですので、本格的に専門分野を学んでいくのはこれからとなります。

○ **家族の代表より**

介護分野の職員がなかなか見つからないと言われていますが、学生自体の数はどうですか。

⇒ **施設より**

10年、20年前と比較すると、トリニティに関していえば福祉を専門的に学ぶ学生数は少なくなっています。クラスも1クラスになっていると聞きました。その反面、20年前には全くおられなかった外国人が多くなり、1クラスは外国の方が学ぶクラスとなっているようです。

○ **地域住民の代表より**

防災訓練を来月のところで行うということですが、備蓄品はどのようなものを備えておられるのですか。

⇒ **施設より**

阪神淡路大震災の時に被災された方のお話で、食料などが確実に届くまでに何が必要だったかを参考にさせていただき、備蓄品の内容を考えました。また、地震による大津波が発生した場合、農村広場に避難しますが、時間も限られるため持ち出ししやすいものを考慮して備蓄しています。法人の他事業所では食事に近い形のものを備蓄されていますが、はなんばの里では、調理しなくてもそのまま食べられるあんこや砂糖、塩、羊羹、調理済みのレトルト食品などを用意しています。今年度は、カセットボンベをセットして使えるストーブやソーラーパネル、ポータブル電源も補助金を活用して購入しました。訓練までのところで使い方についても施設内研修で説明する予定にしています。

○ **家族の代表より**

保温対策としてアルミ製のものを羽織っておくと熱が逃げなくてよいといいますが、そういったものも用意されていますか。

⇒ **施設より**

ビニール袋や新聞紙、オムツなども保温対策には有効だと聞いていますので、そういったものは準備していますが、アルミ製のものは準備していません。

⇒ **家族の代表より**

入所者の持ち出し袋をそれぞれの家族で準備してもいいのではないかと思います。一人ひとりがすぐに持ち出しができるよう、家族の皆さんに働きかけてもいいのではないのでしょうか。協力したいと思います。

⇒ **施設より**

ありがとうございます。検討させていただきます。

○ **地域住民の代表より**

避難する際の車の台数は足りていますか。

⇒ **施設より**

日中、災害が発生した場合は、はなんばの里とデイサービスセンターやまもものご利用者を避難させなければなりません。公用車自体は3台しかないため、有事となると職員の車も使用して

避難することになります。これまでの訓練では、公用車を小田の各事業所から借りて行ってきました。余談になりますが、この建物の裏手の山は土砂災害の危険区域となっています。2～3か月前、実際に避難をしなくてはいけないと思われるような出来事がありました。裏手の山の数本の竹が倒れるところを職員が発見し、地滑りなどの恐れがあるとして、行政や法人本部への連絡、ご利用者については山手から少し離れたユニットの方に避難していただいたということがありました。幸い、山から下りてくる水も濁ったりしておらず、それ以上の被害に繋がらなかったのが小田の方への避難はしませんでした。

●議題4（身体拘束等適正化について）

○施設より身体拘束廃止委員会（詰所会議）の報告

- ・身体拘束廃止委員会（詰所会議）から別紙のとおり身体的拘束等の状況報告を行った。

別紙

- 身体拘束の状況：緊急やむを得ない場合を含め、全く行っていない。
- 教育・研修等の開催：令和8年8月19日（水）詰所会議内に身体拘束及び高齢者虐待防止について研修会を行った。
- 日常的ケアに対する取り組みと見直し：毎月、各ユニットで高齢者虐待、不適切なケアについて話し合いの場を持ち、翌月の月目標として挙げ取り組んでいる。また、詰所会議にて各ユニットで挙げた日常的ケアに対する見直しを基に日々のケアを全職員で振り返り、適切なケアへと繋げていくようにしている。

『研修会より』

研修会で行った身体拘束や高齢者虐待に関する事例です。まずはこれに挑戦してみてください。

《高齢者虐待・身体拘束防止に関する研修会》 これは拘束？虐待？答えは一つ？

令和8年8月19日（水）

まず、グループで、高齢者についての事例①から⑥までについて虐待や身体拘束であるかを（理由も）考えてみてください。

事例① 昔から夫の妻への暴言・暴力がある。これは虐待？

事例② ベッドの4本柵が身体拘束ならば、一方を壁にして反対側を2本柵にするのは身体拘束？

事例③ 車椅子の拘束ベルトは違反だから車椅子の足元を高くして降りることができないようにすれば身体拘束にはならない？

事例④ 利用者本人の希望で布団が落ちるのを防止するために4本柵をするのは身体拘束？

事例⑤ 脱衣行為のある利用者につなぎ服は身体拘束？

事例⑥ 利用者に口頭で何度も入浴を促したが拒否があり、一か月ほど入浴をしていない。これは虐待？

＜解答例＞

① 昔から夫の妻への暴言・暴力がある。これは虐待？ 回答○

- ・妻の心や身体はボロボロであり、一人の人間としての尊厳が確保されていない。
- ・背景に男尊女卑があり、経済的地位、社会的地位など男性が優位だとされてきた歴史的背景が存在する。
- ・男性はこうあるべき、女性はこうあるべきなど、昔から夫婦の役割が決められていた。女性の社会進出が遅れていた田舎は、特に役割がはっきりしていた。

② ベッドの4本柵が身体拘束ならば、一方を壁にして反対側を2本柵にするのは身体拘束？ 回答○

- ・2本柵であっても、自由にベッドから降りられない状況を作るとは身体拘束。
- ・危険が回避できない場合、代替策を考える。(畳にする、低床ベッドを導入する、緩衝マットを導入するなど)

③ 車椅子の拘束ベルトは違反だから車椅子の足元を高くして降りることができないようにすれば身体拘束にはならない？ 回答×

- ・身動きが取れない状況を作るとも身体拘束。車椅子から降りようとされたときには逆に転倒につながる恐れがあり危険。
- ・長時間車いすに座っており、腰や臀部の痛みや不快感が出現している。
- ・車いすではなく、椅子に座り替えたり、臥床時間を設けるなどの対応が必要。

④ 利用者本人の希望で布団が落ちるのを防止するために4本柵をするのは身体拘束？

回答 やり方によってはどちらともとれる

- ・4本柵自体が即、身体拘束に結びつくわけではない。本人が自由に行動できる(例えばベッド上で臥床している時には4本柵でも自分ではずして降りる能力があればよいのでは。)ただ、なぜ4本柵にしたのか、本人が自分で4本柵にしているのか、本人の希望はどの程度か、布団に留まらず自分も落ちてしまうのではないかと不安はあるかなど、日頃の様子をしっかり観察・記録しておくことが大切。
- ・そうはいっても布団が落ちないよう4本柵以外の代替策を考えることが先決。

⑤ 脱衣行為のある利用者につなぎ服を着せるのは身体拘束？ 回答○

- ・本人の身体状況、おかれている環境を確認することが大切。痒みや湿疹がないか、汗ばんでないか、熱はないか、居室やホールの温度や湿度は適切かなどを確認し、脱衣に繋がっている原因を取り除くことが大切。
- ・着ている服の素材は痒みを引き起こすものではないか、ゆとりはあるか、手洗い後やお茶をこぼし袖口が濡れていないかなど確認する。
- ・つなぎ服は自分で脱げない仕組みになっているものが殆どであり、行動を制限するものである。

⑥ 利用者に口頭で何度も入浴を促したが、拒否があり一ヶ月ほど入浴していない。これは虐待？ 回答 ○

- ・不衛生だからと本人が嫌がるのに無理やり入浴させるのは虐待。
- ・身体の清潔を保てないままにしておくことは虐待。
- ・まずは、何故入浴したくないのか、原因を探ることが必要。
例えば、男性(女性)の介助は恥ずかしい。大人数(一対一)では入りたくない。元々、入浴が面倒で好きではない。入浴している間に何か盗られるのではないかと心配。足腰に自信がなく、滑って転倒するのが怖い。以前、入浴中に溺れかけて怖い思いをした。入浴する度に衣類を洗濯され傷むのではないかなどの理由が考えられる。原因となるものを探り、解決に向けて取り組む。
- ・清拭など浴室に行かなくても清潔にできる方法を取り入れる。
- ・本人の状況を見ながら、徐々に入浴ができるようにしていく。

* 身体拘束に該当する行為か判断するうえでのポイントは、『本人の行動の自由を制限しているかどうか』です。虐待においても、『人間としての尊厳が保たれているかどうか』です。

○ 家族の代表より

若い方は、もしかしたらこの先〇〇になるのではないかと考えたり、先を読むことがしにくいと聞きますが、実際に若い職員さんはそういったことがありますか。

⇒ 施設より

はなんばの里の介護職員は若くても 30 代前半ですが、年齢や経験年数ではないと感じています。若い職員でも、こう言ったりやったりすると、このご利用者は嫌な思いをされるだろうなということをしっかり把握し、対応にあたっている職員もいます。そういった職員は、日頃からよくそのご利用者を観察しており、声掛けにおいても優しさを感じます。相手の気持ちを理解しようとする姿は、若さや経験年数においてはあまり関係ないように感じています。

資料にもありましたが、パターナリズムのように自らの価値観を押し付け、「あなたのためを思ってやっている」と、本人の思いを無視したケアを行うことが身体拘束や虐待を引き起こす要因の一つと言われています。近い関係ほどこういったことは起こりやすいのではないかと思います。例えば、親子関係となると「お母さんのことを思ってやっているの」と頼んでもないのに勝手に言ったりやってしまったりしているのではないのでしょうか。本人にとっては全く嬉しくないこと、もっと言えば嫌なことであっても、「あなたのためだから」を優先させているのではないのでしょうか。職員について言えば、「このご利用者のために何とかしないといけない」と一生懸命になるような職員の方が危険回避や善意から拘束や虐待を起こしやすいということもあると思います。

⇒ 家族の代表より

家族に対して、何か思いがあつてのことなのに、本人の気持ちも考えず、良かれと思って「それやっちゃダメでしょ」と言ってしまうことがよくあります。説明を受けて納得できると思いました。

○ 地域住民の代表より

本人の意に沿わないことすべてが、虐待や拘束になるのですか。

⇒ 施設より

身体拘束について、それに該当する行為かどうかは、本人の行動を制限しているかどうかで判断しなければならないと思います。本人の自由を奪うような行為は、身体拘束のほかに 3 ロックと言われるものがありますが、特にスピーチロックについては介護現場で起こりやすい拘束の一つだと思っています。「ちょっと待っててくださいね」と言ったまま、いつまでも待たされたり、「転ぶから座ってください」と立とうとされる理由も考えずに行動を制限してしまうなど、忙しさを理由に拘束を行ってしまうことがあります。虐待においても、その方の尊厳が保たれているかどうかを一番に考えなければならないと思います。何故そうされるのか、何故そう言われるのかを常に考えながらケアにあたることで、拘束や虐待を回避できるのではないかと思います。

(その他)

○ 次回開催予定日

11 月 25 日 (水)